

災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と株式会社トレミール（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、多摩市内において別紙に定める自然災害及びその他の事象が発生した際の通信機器等に係るレンタル機材の提供（以下、「レンタル機材の提供」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 甲は、自然災害及びその他の事象が発生した際、乙に対し乙の保有する衛星携帯電話、スマートフォン及びその他のレンタル通信機器セット（以下、「D I P B O X」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において、可能な限り協力するものとする。

2 提供するレンタル機材の内容は別紙で通知するものとし、機材に変更があった場合は、別紙を適宜更新する。

（支援要請の手続）

第3条 甲は、前条第1項の要請を行う場合、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（保有機材の運搬及び引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供するレンタル機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までのレンタル機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 前項のレンタル機材の引渡しは、乙がレンタル機材を第3条に定める要請文書の写しを提示する甲の職員または甲の指定する者に引渡し方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合は、あらかじめ甲乙間にて確認した身分証等の提示をもってこれに代える。なお、当該甲の職員または甲の指定する者によるレンタル機材の確認及び受領をもって、当該引渡しの完了とする。

（経費の負担）

第6条 レンタル機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料は、自然災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲及び乙は、甲がレンタル機材の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議の上決定するもの

とする。

- 2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は乙からの請求書を受理した後、遅滞なく乙に支払うものとする。

(円滑な運用)

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙の営業拠点が被災した場合または乙の営業状況（在庫不足を含む）により提供が困難な場合は、甲乙協議の上、履行義務の一部または全部を免除することができるものとする。

- 2 甲は、輸送網及び道路の被害並びに交通網の状況により、遅延またはサービスの提供ができない場合があることを了承するものとする。

(免責事項)

第10条 乙は、レンタル機材の提供に関連して発生したいかなる損害・逸失利益について一切の責任を負わないものとし、甲は自己の責任においてこれを利用するものとする。

- 2 甲は、レンタル機材の提供は、場所・通信環境・ネットワークの混雑状況、物流の混乱及び麻痺等の影響を受けるものであり、正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性、事態の解決改善またはその他の保証（明示的または黙示的を問わない）を保証するものではないことを了承するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年6月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 多摩市長 阿部裕行

乙 東京都港区赤坂四丁目2番19号
株式会社トレミール
代表者 代表取締役 茶谷幸司

別紙

1 提供機材の内容（D I P B O X 1セットの内容）

- ・スターリンク…1基
- ・衛星電話機…2台
- ・スマートフォン…3台
- ・タブレット端末…1台
- ・モバイルW i f i ルーター…10台
- ・G P S 端末…3台

2 提供条件

多摩市内に、以下の自然災害等が発生した場合に提供する。

(1) 自然災害

- ・震度6弱以上の地震の発生
- ・大雨特別警報の発表
- ・大雪特別警報の発表
- ・大津波警報の発表
- ・噴火レベル5の発令
- ・噴火レベル4の発令
- ・暴風特別警報の発表
- ・暴風雪特別警報の発表
- ・津波警報の発表
- ・波浪特別警報の発表
- ・高潮警報／特別警報の発表
- ・土砂災害警戒情報の発表
- ・氾濫発生情報の発表

(2) その他の事象

- ・火災の発生
- ・落雷による被害の発生
- ・破裂／爆発事故の発生
- ・風災／雹災／雪災／水災の発生
- ・電氣的事故の発生
- ・機械的事故の発生
- ・車両、航空機の衝突事故の発生
- ・水濡れ事故の発生
- ・外部からの落下／飛来による被害の発生
- ・サイバー事故の発生
- ・その他不測かつ突発的事故の発生

3 備考

- ・提供資材の内容は必要に応じて変更される場合があります。
- ・変更があった場合は、本別紙を適宜更新し、最新の内容を通知します。

令和7年6月1日